

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月22日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
株式会社ニシオカ	阿南市	阿南市那賀川町芳崎8 0番4	639